



発行所 白石市役所 企画審議室 白石市桜小路35 TEL(代)2111 発行定日 毎月15日 (売価1部2円)

市議会定例会

九月定例会市議会終る

特別職報酬等審議会条例など可決

市議会定例会は9月16日に招集され、会期を6日間とし、次の議案を審議し21日に原案どおり可決した。

- △宮城県市町村職員恩給組 合資管理組合規約の一部を改正する規約の専決処分
- △白石市防災会議条例の一部を改正する条例
- △災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る災害補償に関する条例の制定
- △白石市特別職報酬等審議会条例の制定
- △白石市公営住宅共同施設
- △白石市土地改良事業の施行
- △昭和39年度開こん建設附帯事業の施行
- △昭和39年度林業用施設災害復旧事業の施行
- △昭和39年度白石市一般会計補正予算
- △昭和39年度白石市公営住宅処分金特別会計補正予算
- △昭和39年度白石市下水道
- △給水事業特別会計補正予算
- △白石市教育委員会委員の選任
- △白石市診療所は廃止することになりました。

自主納税推進運動

11月1日～30日

宮城県と白石市共催による「自主納税推進運動」をこの運動は、皆さんが自ら納税することにより、納税の意識を高め、納税の習慣を身につけていただくことをおすすめて行なう。税金を期日までに、しかも確実に完納していただくためには、各市区に納税貯蓄組を設立していただく。納税貯蓄組は、納税の習慣を身につけていただくための組織です。税金を期日までに、しかも確実に完納していただくためには、各市区に納税貯蓄組を設立していただく。納税貯蓄組は、納税の習慣を身につけていただくための組織です。

最寄りの組合に加入し、加入については組合長もしくは、県税事務所、市役所に相談してください。

② 納税貯蓄組合のまだ設置しない地区をなくしましょう。

③ すべての税金は納税準備貯金で完納しましょう。日掛、月掛により準備金を蓄えてください。

④ 納税期に必ず完納しましょう。

大河原県税事務所 白石市役所

教育委員会委員長に 関谷宗一氏再選

市教育委員会は9月29日、任されました。

委員 関谷 宗一 丹野 準 委員長職務代行者 丹野 準

人事異動

10月15日付

社会福祉事務所次長 佐藤 正二 大鷹沢出張所長 佐藤 典夫

水道課長補佐 高橋 好男

白川出張所長 半田 四郎

大野 忠雄 富岡 徹雄 福岡分室長 竹花 勇雄

会計課出納第二係長 高橋 清衛

会計課勤務 高橋 要一 市民課勤務 大槻 勝二

大鷹沢出張所長心得を解 佐藤 典夫

基本選挙人名簿を縦覧します

とき 11月5日から15日間

選挙権を行使するには、まず基本選挙人名簿に登録されていなければなりません。市選挙管理委員会では、9月15日現在で資格調査をし、それにもとづいて基本選挙人名簿を調製いたしました名簿を11月5日から15日間、毎日午前8時30分から午後5時まで市選挙管理委員会、市役所出張所で縦覧いたします。

この期間中に、ご自分が登録されているかどうか確認してください。

『赤い羽根』にご協力ください

10月から例年のとおり全国一斉に共同募金運動がおこなわれております。皆さんの温かいご援助により私達の住むまちを、幸せに明るい郷土、「たすけあい」の心をおよせたい。この運動にご協力をお願いします。

およせたい。ご善意は、民間社会福祉事業にあらわれておりますからよろしくお願いします。

目標額

白河	三七八、〇〇〇円
越前	四六、〇〇〇円
斎藤	二九、七〇〇円
大鷹	二九、三〇〇円
大川	四〇、〇〇〇円
平川	四〇、〇〇〇円
沢野	一〇、〇〇〇円
原岡	四二、〇〇〇円
小福	一〇、〇〇〇円
白河	四二、〇〇〇円



中小企業振興資金の融資制度

市は、中小企業でとくに保証能力が弱いため、資金の調達に困難している方に企業経営の合理化を促進し、経済的地位の向上を図るため宮城県信用保証協会及び金融機関の協力により融資制度いたします。

① 申込資格
市内に主たる店舗、事業所を有する個人、法人の中小企業者
但し遊蕩飲食関係等は除かれます。

② 貸付金の用途
運転資金、設備資金

③ 貸付限度額と貸付期間
運転資金 一企業者当り30万円以内12カ月以内償還
設備資金 一企業者当り50万円以内24カ月以内償還

④ 貸付利率
運転資金 日歩二銭二厘以内
設備資金 日歩二銭二厘以内

⑤ 信用保証と保証料
保証協会の信用保証をうけること、保証料は四厘

⑥ 融資申込
商工会議所、取扱金融機関で用紙を備えてありますから必要事項を書いて関係添付書類を商工会議所、市役所を經由して申込むこと。

⑦ 取扱金融機関
七十七銀行、仙南信用金庫、徳陽、振興各相互銀行

⑧ 実施期日
昭和39年12月1日から実施

⑨ 問い合わせ
市役所商工課光課または商工会議所(中小企業相談所)にお問合せください。

白石地区敬老会

白石地区敬老会は20日(火)午前9時から市民体育館でおこないます。今年の敬老会にご招待の人々は80才の人26人、88才の人8人、それ以外の人は一三三人で計一六七人です。なおアトラクションとして、白石地区婦人会員による踊り、民謡などが披露されます。

老令、障害、母子福祉年金の支給は昭和34年11月からおこなわれ今年11月で満5年をむかえますが、国民年金法により各福祉年金をうける資格が生じた日から5年を経過した時は時効により年金の請求が出来なくなりますが、次の例にあるような人で、まだ請求しない人は、市役所市民課または、各出張所に問合せ手続きをとってください。

収穫期の防犯と家出人相談

この季節は収穫期でありさらに行楽期でもあり、各家庭では留守にする機会が多いときであり、あき果狙い、ぐれ隊的な事犯、各種事件、事故を未然に防止するために次に強力に防犯活動を実施することになりましたから市民の皆さんのご協力をお願いします。

期間は10月から11月10日まで

重点実施事項

- △ あき果狙いの予防と検挙
- △ 小暴力事犯の予防取締
- △ 交通事故防止

このために刑事課内に相談係を設けておりますからご相談においでください。

白石警察署

「目の愛護デー」によせて

公立刈田総合病院眼科 武田 忠雄

目は心の窓、脳の窓とよく言われます様に、目の健康の状態で、いろいろな感情、健康状態がわかれます。

一方眼に現われる様子によつて病気を診断したり予後の判定に役立つものであります。

例えば、高血圧症、糖尿病、慢性腎炎、血液病、ビタミン欠乏症、脳腫瘍、結核、梅毒、いろいろの限りな位あります。

さて、本年五月一日付で私達のベトスクールの中にある弱視学級が、文部省の認可を得て普通学校に昇格することになりました。

弱視という言葉は二通りの意味に使われております。一つは、視力を検査して指定された状態に達しない(治療とは治療しながら学校の勉強をしていくこと)。

弱視という言葉は二通りの意味に使われております。一つは、視力を検査して指定された状態に達しない(治療とは治療しながら学校の勉強をしていくこと)。

39年産米は調製を念入りによい米をだしましょう

一時は史上最高の豊作といわれた今年の稲作が実入に大切な日照時間の不足で予期した稔実が見られず、また台風の影響で長雨にたたり、一部に穂が芽を始めているので平成作以下に落ちるような心配も、きましたので次の点に注意しましょう。

(一)刈り取りを急ぐ

(二)水をはりすぎた稲、倒れた稲を先に刈り取る

(三)被覆をうけた稲と、うけな稲を区分する

(四)乾燥は十分に、稲あげは早目に。

①刈取後長く風雨にさらすと、日光の直射により胴割米の原因となるから、架掛、棒掛なら好天で10日位乾燥させて収納する。

②もみすりに、受検組合長または検査官に水分の下見をうける。

③もみすり、選別は完全に防止するため機械の調節は完全にします。

④被覆稲、品種の異なるものは必ず区分して調製する。

⑤米選機は完全なものであれば長穀式粒形米選機等

福祉年金の受給資格の時効

① 昭和34年11月1日現在で満70才(明治22年11月1日以前に生れた人)以上の人のうち遺族年金八万円恩給三万円以下四万円以下の年金額をうけている人

② すでに満70才になつてゐるが本人の所得又は扶養している人の所得が多いため請求していなかった人

③ 障害福祉年金

現在老令福祉年金をうけているが、満70才になる前に障害の状態が次のイ、ロに該当している人

イ 両眼の視力が殆んどみえない人

ロ 全々耳の聞こえない人

ハ 一人ですわたり、立つたりすることが出来ない人

標語募集のお知らせ

(一九六五年中間農業センサス)のための

来年の二月一日に行なわれる一九六五年中間農業センサスの標語を募集いたします。傑作をお寄せください。

◎ 応募規定

一 応募資格制限ありません

二 用紙 官製はがき一枚(一枚) 応募枚数は一人三枚まで

三 送り先 東京都目黒区下目黒二一四六九 財団法人 農林統計協会 切 昭和39年十一月二十日(同日付消印のもの有効)

四 発表 審査は十一月三十日までに行ない入選発表は十二月の「農林統計調査」農林時報」で行ないます。本人には別に通知します。

五 褒賞

農林大臣賞	一席
副賞二万円	一名
農林統計協会賞	二席
副賞一万円	二名
副賞五千円	三名
記念品	若干名

佳作

内の弱視学級で視力の合った勉強をすることになると、また反対に冷る可能性のある弱視は病院内弱視学級で勉強しながら治療することになります。

治療対象となる弱視は斜視、不同視等のために視力低下を来した場合に限られております。

いづれにいたしましても視力が弱いと言ふことは将来、社会に出てつづばな人として活動が困難となりますので弱視児教育や弱視療育の普及が望まれているわけです。

私たちが、三以下の視力の弱い児童生徒を調査しましたところ、該当する人が49名あり、弱視学級で教育を受けるべき児童が49名あります。

斜視の如きは就学前に手術が望まれております。視力の弱い人の中で不適当な眼鏡を使用していたり近視であるに拘らず眼鏡を使用していない人が見受けられました。

トラホームや結膜炎の治療も大切ですが視力の保全ということも必要です。

とくに交通事故防止から自分の身を安全のためにも視力に充分ご留意願います。

なお11月22日第二回日本弱視教育研究会が市民体育館で開かれますから多数ご参加をおまちしております。

の価格から二四〇円を引いた額

もち米の加算額並びに期限

水稲12月5日まで五二五円

陸稲1月30日まで二七五円

陸稲1月30日まで二七五円

なおくわしいことは、農協または、食糧検査官におたずねください。

農林省宮城食糧事務所 白石支所

白石ロータリークラブの善意

白石ロータリークラブは、会奉仕委員会はエコーライオンをきかれています。ライオン袋一万一千枚を仙南交通白石営業所を通じて寄附された。

また同交通安全委員会は、大河原地区にカーブミラー二基と白石地区に「黄色いハタ」二百本と「ハタ入れ」16個を寄附されました。ありがとうございます。

皆さん10月1日は「法の日」です。

『胸はつて法を守つて 暮す日日』

10月1日は「法の日」

昭和35年に「法の日」と定められ、今年で5回目を迎える「法の日」をむかえます。たが「法の日」の意味をこぞ存知しようか。「法の日」は、民主主義国家における法の侵害から保護するということに国家権力の不当な行使に対しても、個人の自由を保障するという任務をもちております。

そのような法のもとにおいてこそ、すべての人間は自己のもつ自由を権利として主張することができ、そのことからわたしたちのすべてが円満な社会生活を営むことができ、政治、経済、文化の面においても平和な、幸福な国家を造つてゆくことができるのです。

法を否定することは自由を放棄することと同じです。お互いに法を尊重し合つて、わが国が民主主義国家として一層繁栄するように生活してわたくしたちが日常生活において平和な楽しい生活をおくることができるよう、協力しあひまをこめて努力してまいります。

◎在統期間 昭和39年8月



白川中学校地鎮祭おこなう

10月1日午前10時から現地において、父兄多数出席のもとに地鎮祭をとりおこないました。

1. 場 所 白川、津田小路南（北白川駅西方）
2. 敷地面積 11,949平方キロ（3,621坪）

狩猟法にもとづく 休猟区の設定

11月から狩猟の解禁になりますが、次の区域が休猟区になりましたから違反のないようにしてください。

宮城県告示第四百六十号 鳥獣保護及狩猟に関する法律、第九条の規定に基づき、次のように休猟区を設定する。

◎名称 下戸沢休猟区

◎区域 小原地内県道白石、米沢線と市道塩倉線との交点と

し、これより塩倉線を南東に旧小原村、越河村境界まで進み、同境界を更に南西に進み宮城、福島県境界に至り、同境界を更に南西に進み、県道下戸沢福島線の小坂峠に至る、同所より同県道を北上し、上戸沢、下戸沢を経て、これより同線を東に進み、赤井畑、上田振を経て基点に至る線で囲まれた一円の区域

◎名称 鎌先休猟区

◎区域 福岡地内県道白石、不動滝線天津沢橋を基点とし、同県道を北西に進み児捨川中ノ橋を渡り馬場崎に至る同地点より市道を北西に進み、八宮を経て大網地内八宮分校に至り同地点より、積寒農道を南西に進み弥治郎墓地を経て弥治郎林道に至り、同林道を北西に約一、五キロメートル進み同地点より県道不忠線に通ずる峠沿いの小径を西進し、同県道に合致する同地点より同県道を南東に進み原に至り同地点より天津沢沿いに下り天津沢橋に至る線で囲まれた一円の区域

1日
から
7月
31日
まで

プロパンの取扱と注意

- ◎コンロなどの近くにプロパン容器をおくのは最も危険です。容器は屋外におくようにしましょう。室内には別に元弁を取付け、ガスを使い終つた都度元弁も閉めるようにすると安全です。
 - ◎プロパンは臭をつけてあります。ガス洩を感じたときは、容器弁を閉め、近くにある火気を全部消して販売店に連絡しましょう。
 - ◎ガス洩には十分注意し、ゴムホースには、必ずホースバンドをつけてください。無許可の販売店からガスを買わないでください。
- みんなで注意し、プロパン事故をおこさないようにしましょう。

